

国会常務委員会

03/2002/PL-UBTVQH11
15/2011/UBTVQH12

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福
ハノイ・2002年10月4日
ハノイ・2011年2月19日

人民検察院の検察官令

ヴェトナム社会主義共和国 1992 年憲法に従い、人民検察院組織法に従って、本法令は、人民検察院の人民検察官の規則を規定する。

1章 総則規定

1条 検察官は、各司法活動における公訴【*công tố*】権及び検察【*kiểm sát*】権を実行するという任務のため、法律の規定により、任命された者である。

2条 祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に忠誠を誓うベトナム公民で、道徳的に優れた、清廉潔白でかつ誠実な品位を有し、法学士の資格を有し、検察業務に関する養成教育を受け、断固として社会主義法制を守るという精神を有し、この法令の規定に従って業務を実践する期間を有し、与えられた任務を完遂するだけの健康状態を有するならば、検察官として採用されて任命される。

3条【改正】

1. ベトナム社会主義共和国における人民検察院の検察官は、次の者である。

a) 最高人民検察院の検察官

b) 人民検察院の中級【*trung cấp*】検察官、初級【*sơ cấp*】検察官

c) 軍事検察院の検察官は、中央軍事検察院の検察官で同時に最高人民検察院の検察官、軍事検察院の中級検察官、初級検察官を含む。

2. 各級の検察院は、異なる各階級【*ngạch*】の検察官が配置される。最高人民検察院の検察官、人民検察院の中級検察官、初級検察官の給料は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員会によって決定される。

4条 検察官の任期は、任命の日から5年である。

5条 検察官は、任務や自らの権限の実行に関し、法律の下に責任を負う；仮に法律違反行為があれば、違反の性質、程度に応じて、規律

的に処分されるか、法律の規定に基づき刑事責任を追及される。

6条 検察官が、任務や権限の実行に際して損害を発生させた場合、その者が勤務する地の人民検察院は、損害賠償責任を負うとともに、損害を発生させた者は、法律の規定に従って、人民検察院に弁償【*bồi hoàn*】責任を負う。

7条 検察官は、法律の規定に従い、国家の秘密、業務の秘密を保持しなければならない。

8条 国家機関、組織、人民武装部隊及び関連する個人は、法律の規定に従って、検察官の決定、異議、建議及び要求を厳正に実行する責任を負う。

9条 検察官の決定、異議、建議、要求及びその他行為が、法律の根拠がなく、又は法律に違反しているのを発見した場合、機関、組織、人民武装部隊は、建議を要求し、不服を申し立てる権利を有する；個人は、同級の検察院長官、上級の検察院長官、又は権限のある国家機関に対して、建議、不服申立て、告発する権利を有する。

要求、建議、不服申立て、告発を受けた機関や人は、法律の規定に従って、解決した上、返答する責任を負う。

不服申立者、告発者に対して報復【*trả thù*】し、あるいは、検察官を中傷【*vu khống*】するために不服申立権や告発権を濫用することは厳に禁じる。

10条 検察官は、人民を尊重し、人民からの監察を受けなければならない。

自らの任務や権限を実行する際、検察官は、国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、戦線の各構成組織、その他各社会組織、経済組織、人民

武装部隊及び個人と連携を取り、協力する。自らの機能、任務の範囲において、各機関、組織、人民武装部隊及び個人は、検察官が任務を執行するための条件を作出しなければならない。

検察官の任務実行を妨げるすべての行為を厳に禁じる。

11条 最高人民検察院の長官は、各級人民検察院の検察官全体や検察官の育成業務を統一的に管理する；検察官のために、法律で規定された各制度の実行を保証し、クリーンで強力な人民検察専門組織を築く。地方の人民検察院長官、各階級の軍事検察院長官は、自らの任務、権限の範囲において、検察官のリソースを作り、かつ検察官のレベルや能力を向上させるための育成プランを作り、それを実行する責任を負う。

II章 検察官の任務及び権限

12条 検察官は、長官からの業務割り当てに基づき、公訴権や、自らの階級の検察院の権限に属している各司法活動を検察する権限を執行する任務を実現し、長官に対して責任を負う。

公訴権や各司法活動の検察権を行使する際の検察官の具体的な任務、権限は、法律の規定に基づく。

13条 任務を実行する際、検察官は、法律を遵守し、自らの階級の検察院長官の直接指導【*sự chỉ đạo*】や、最高人民検察院長官の統一的指導【*sự lãnh đạo*】を受けなければならない。

検察官は、法律に反する業務であると考えられる根拠がある際、任務の割り当てを拒否する権利を有する。仮に、長官が決定したままである場合、検察官は、実施しなければならないが、長官は、自らの決定に関し責任を負わなければならない；この場合、検察官は、直接上級の長官に上申する【*báo cáo lên*】権利を有し、当該決定実行による結果に関して責任を負う必要はない。

検察官は、訴訟法が規定する各場合において、訴訟遂行を拒否しなければならない、又は変更されなければならない。

14条 割り当てられた業務の範囲において、検察官は、長官の権限に属する業務を除き、法律の規定に従って、決定、建議、要求を出す権利を有する。

長官は、割り当てられた任務を実現する際の検察官の法律違反に対しては、検査、発見し、適時に克服し、かつ厳正に処理する責任を負う。

15条 検察官は、以下の事項を行うことはできない。

1. 法律において、公務員幹部、公務員【*cán bộ, công chức*】が行うことはできないと規定している事項
2. 被疑者、被告人、当事者、又はその他訴訟参加者のために、事件解決のためや、法律の規定に違反する事項に関する相談
3. 各事件解決における違法な干渉、又は事件解決責任者に対して作用を及ぼすような自らの影響力の濫用
4. 割り当てられた任務上の理由がなく、又は権限のある者が承諾していない場合の、事件記録、又は事件記録にある資料の機関外への持

ち出し【*Dem*】

5. 自らが解決する権限のある事件において、規定された場所以外で、被疑者、被告人、当事者、又はその他訴訟参加者を受領すること

16条 検察官は、憲法、法律の実施において手本【 *gương mẫu*】とならなければならない、健全な【 *lành mạnh*】生活を送り、公共生活の規則を尊重しなければならない；法律の宣伝普及にも参加する。

17条 検察官は、検察業務のレベル向上のため、学習、研究する責任を負う。

III章 検察官の基準

検察官の採用、任命、免職、罷免手続き

1節 検察官の基準

18条【改正】

本法令2条において規定された基準を十分に満たす者で、法律業務を行った期間が4年以上で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有する場合、人民検察院の初級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の初級検察官に採用されて任命される。

19条【改正】

1. 本法令2条に規定された基準を十分に満たし、かつ初級検察官として少なくとも5年以上の職にあった者で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、人民検察院の中級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の中級検察官に採用されて任命される。

2. 人民検察専門組織の幹部（人事部門）からの要求による場合において、本法令2条に規定された基準を十分に満たし、かつ10年以上、法律業務に従事した期間があり、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、人民検察院の中級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の中級検察官に採用されて任命される。

20条

1. 本法令2条に規定された基準を十分に満たし、かつ中級検察官として少なくとも5年以上の職にあった者で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官、中級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、最高人民検察院の検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、中央軍事検察院の検察官に採用されて任命される。

2. 人民検察専門組織の幹部（人事部門）からの要求による場合にお

いて、本法令 2 条に規定された基準を十分に満たし、かつ 15 年以上、法律業務に従事した期間があり、公訴権及び各司法活動の検察権を実行する能力を有し、初級検察官、中級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、最高人民検察院の検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、中央軍事検察院の検察官に採用されて任命される。

21 条【改正】

必要がある場合、人民検察専門組織において業務を行っている者、又は権限のある機関、組織から人民検察院専門組織における業務へ派遣された【*điều động*】者で、未だ初級検察官、中級検察官としての期間が十分ではなく、又は法律業務の期間が十分でないが、本法令 18,19,20 条において規定されたその他基準を十分に満たしている場合もまた、人民検察院の初級検察官か中級検察官に、又は最高人民検察院の検察官に採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の初級検察官又は中級検察官に、又は中央軍事検察官の検察官に採用されて任命される。

22 条【改正】

1. 人検察院の検察官採用評議会は次のものを含む。
 - a) 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官採用評議会
 - b) 各人民検察院の中級検察官、初級検察官採用評議会
 - c) 各軍事検察院の中級検察官、初級検察官採用評議会
2. 検察官採用評議会は、集団体制で業務を行う。検察官採用評議会の決定は、構成員の過半数以上の賛成が必要である。

23 条

1. 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会においては、最高人民検察院の長官が議長となり、国防省、内務省、ベトナム中央祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会の中央執行委員会の指導部代表が委員となる。

最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会の名簿は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員会の決定による。

2. 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会の任務と権限は、以下のとおりである。

- a) 最高人民検察院長官が国家主席に任命を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) 最高人民検察院長官が国家主席に免職を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức danh*】を免職される場合の審査
- c) 最高人民検察院長官が国家主席に罷免を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức*

danh】を罷免される場合の審査

24 条【改正】

1. 人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会は、省級、中央直轄都市の人民評議会（一般的に省級人民評議会と呼ぶ）の議長又は副議長が議長となり、省級人民検察院長官、内務省、ベトナム祖国戦線委員会、省級法律家協会執行委員会の指導者が委員となる。

人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の名簿は、省級人民評議会議長の提案に基づき、最高人民検察院長官の決定による。

2. 人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の任務と権限は以下の位とおりである。

- a) （人民）評議会の議長が、最高人民検察院長官に任命を上申するため、省級人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) （人民）評議会議長が、最高人民検察院長官に免職を上申するため、人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức danh*】を免職される場合の審査
- c) （人民）評議会議長が、最高人民検察院長官に罷免を上申するため、人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức danh*】を罷免される場合の審査

25 条【改正】

1. 軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会は、中央軍事検察院長官が議長となり、国防省、内務省、ベトナム中央祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会の中央執行委員会の指導部代表が委員となる

軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の名簿は、中央軍事検察院長官の提案に基づき、最高人民検察院長官の決定による。軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の任務と権限は以下のとおりである。

- a) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に任命を上申するため、軍区又は同等【*tương đương*】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に免職を上申するため、軍区又は同等【*tương đương*】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức danh*】を免職される場合の審査
- c) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に罷免を上申するため、軍区又は同等【*tương đương*】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【*chức danh*】を罷免される場合の審査

- 26 条 最高人民検察院長官は、あらゆる階級の検察における検察院の採用、任命、免職及び罷免順位や手続きに関して具体的に指導【*hướng dẫn*】する。

27条

1. 検察官は、定年【*nghe hưu*】の際、当然に検察官を免職される。
2. 検察官は、健康、家庭環境、又は割り当てられた任務を完遂することができないと思料されるその他の理由により、免職される。

28条

1. 裁判所の有罪判決が確定した場合、検察官は、当然に失職する【*bị mất chức danh Kiểm sát viên*】
2. 以下の各場合に該当する際、違反の性質、程度に応じて、検察官は、罷免される。
 - a) 公訴権、各司法活動の検察権行使における違反
 - b) 本法令 15 条違反
 - c) 幹部公務員、公務員に関する法律の規定に従って、担当している管理職務において、罷免形態で罰せられる【*Bị kỷ luật bằng hình thức cách chức*】
 - d) 道徳に関する違反
 - d) その他法律に違反する行為

29条

1. 最高人民検察院副長官、中央軍事検察院長官は、最高人民検察院長官の提案に基づく、国家主席による任命、免職、罷免である。
2. 省級人民検察院長官は、省級人民検察院検察委員会の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
3. 省級人民検察院副長官、県級【*cấp huyện*】人民検察院長官、副長官は、省級人民検察院検察長官の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
4. 中央軍事検察院副長官、軍区級【*cấp quân khu*】軍事検察院長官、副長官、地域【*khu vực*】軍事検察院長官、副長官は、中央検察院検察長官の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
5. 最高人民検察院の副長官、地方における人民検察院や軍事検察院の長官、副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

30条【改正】

1. 最高人民検察院長官は決定権を有している。
 - a) 検察官を、ある地方の人民検察院から、同じ省、中央直轄市ではない別の地方の人民検察院へと異動させる【*Điều động*】こと；検察官を、最高人民検察院から地方の人民検察院へと異動させること及びそ

の逆。

- b) 検察官を、ある地方の人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、同じ省、中央直轄市ではない別の地方の人民検察院へと派遣【*Biệt phái*】すること；検察官を、最高人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、地方の人民検察院へと異動させること及びその逆。
 - c) 必要がある場合、検察官を、地方のある人民検察院から、同じ省、中央直轄市内の別の人民検察院へと異動させ、（一定期間）派遣すること
2. 人民検察院長官は決定権を有する。
 - a) 検察官を、ある人民検察院から、同じ省、中央直轄市内の別の人民検察院へと異動させること
 - b) 検察官を、ある人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、同じ省、中央直轄市内の別の地方の人民検察院へと派遣【*Biệt phái*】すること
 3. 国防省大臣は決定権を有する。
 - a) 検察官を、最高人民検察院長官との一致の後、ある軍事検察院から同級の別の軍事検察院へと異動させること
 - b) 検察官を、ある軍事検察院から、一定期間の任務遂行のため、別の軍事検察院に派遣すること

IV章 検察官に対する制度

31条

1. 検察官には個別の俸給表があり、責任手当【*phụ cấp trách nhiệm*】及び法律が規定するその他手当を享受できる。

任務を実行する際、検察官は、法律の規定に基づき、橋、フェリー、道路を無料で利用できる。

32条

検察官、検察専門組織の幹部は、制服【*trang phục*】及びバッジ【*phù hiệu*】を支給される；検察官は、任務遂行のため、階級章、検察官証明書を支給される。制服のスタイル、制服、バッジ、階級章、検察官証明書の支給及び使用制度は、最高人民検察院長官によって、国会常務委員会に対して、その決定のために、上程されることになる。

V章 施行条項 省略